

「介護サービスの安定的な提供の確保に向けた研修会」の質問への回答

【サービス共通】

	質問等	回答	出典
1	<p>担当者会議、モニタリング訪問等、特に問題のない利用者様に関しては可能な限り自粛し、ご本人へは通所時に、ご家族へは電話やメールにて聞き取りを行っているが、こういった対応について期間の目安等検討されているか？ 通常の流れに戻るときは改めて指示が出るのか？ 指示があるまで無期限で現状継続と考えて良いか？ もしくは、市としては可能な限り訪問にて対応という考えか？</p>	<p>「介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」のとおり、感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用する等により、柔軟に対応することが可能です。本人、家族、サービス担当者等への電話等による状況把握を行う等、必要に応じた代替措置を講じてください。</p> <p>なお、代替措置を講じた場合においては、モニタリング等の方法及び結果を居宅支援経過記録介護予防支援経過等に記録してください。 この場合、運営基準の違反とは見なしません。</p> <p>本取り扱いの期間については当面の間とし、国の連絡等を踏まえて改めてお知らせします。</p> <p>なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要です。</p> <p>【やむを得ない理由の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策のため、病院や施設等から面会を断られた場合 ・新型コロナウイルス感染症防止を理由として、本人や家族から面会を断られた場合 ・感染の危険を減らすために、面会を避けることを事業所が判断した場合等 	<p>新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(2月17日版) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)</p>
2	<p>要介護認定更新について、コロナウイルス感染症予防の観点から、調査を受けることに不安がある場合は、「認定期間を1年延長」という考えを現在も継続されていると考えてよろしいのでしょうか？</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その4)(令和2年4月7日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)」において、全ての被保険者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとされています。 現在もこの取り扱いは有効であり、希望される場合は本取り扱いを適用します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その4)</p>
3	<p>1人暮らしで、身寄りのない方が感染を疑われる状況となり、体調不良等で連絡を受けた時の対応方法やマニュアル等はあるのか。</p>	<p>帯広市としてご指摘の状況に対するマニュアルは整備していませんが、基本的な対応として「新型コロナウイルス感染症」が疑われる状況への対応をお願いします。 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに帰国者・接触者相談センター等へ御相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 (※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 <p>(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)</p>	

	質問等	回答	出典
4	<p>(1)介護職員は高齢者との接触が頻繁におこなわれます。常に感染予防と感染の脅威にさらされながら、業務を遂行しています。職員の感染防止の為と高齢者の感染への不安を取り除く為、行政が介護職員全員にPCR検査を実施するということはしないのか。</p> <p>(2)コロナ感染の現時点迄の発生状況と対策そして秋以降予想される第3波に対しての具体的対応策は、既に立案されているのか。</p> <p>(3)施設内感染及び在宅での感染が、起きた場合について行政としての対応はどのように考えているのか、国指導と十勝管内独自の考え方を持ち合わせているのか。</p>	<p>PCR検査体制については、北海道(道立保健所)により検査体制の拡充がこれまで図られてきており、また10月を目途に帯広市医師会により「地域外来・検査センター」を開設することが進めているところです。</p> <p>必要なときに必要な人が検査を受けられる体制を取れるよう、これからも北海道を初めとして関係機関と協議を行ってまいります。</p> <p>なお、事業所において感染者が発生した場合は、濃厚接触者の有無に関わらず行政検査として関係する職員等が検査を受けることが可能となったことにご留意ください。</p> <p>帯広・十勝においても断続的に感染者が発生しており、感染拡大に備える対応が必要であります。</p> <p>本研修の主旨のとおり、サービスの安定供給に向けた対応について、これからも各サービス事業者との連携や課題の共有を図り、利用者が必要とするサービスを確保していくため帯広市として出来る支援・相談を行ってまいります。</p>	<p>高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生時等の検査体制について (介護保険最新情報vol.866 8月7日版)</p>

	質問等	回答	出典
5	<p>事業所職員の感染が判明した場合、濃厚接触者がいることを前提に直ちに休業を求められるのか。それとも事業者の判断なのか。感染者数の増加によって、施設での受け入れの対応が分かれることも考えるが、何か判断基準となるものがあるか。また、休業とされた場合の休業日数は何日か。</p>	<p>介護保険最新情報Vol.808の「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点(その2)」に、事業別で新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合の取組について明示されています。</p> <p>基本的な考え方として、介護サービスは利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであることから、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスを継続的に提供することが重要です。</p> <p>また、休業要請の実施については、感染の広がりが特定されているかなど様々な要因を総合して保健所等と相談のうえ判断されることとなります。</p> <p>まずは、感染症を持ち込まないよう、引き続き基本的な感染症予防対策の徹底をお願いいたします。</p>	<p>社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について(令和2年2月18日版)</p>
6	<p>帯広市内の介護施設(入所・通所)でコロナウイルスが発生した際、帯広市から「～施設でコロナウイルス感染者が発生した」等の通達はあるのか。複数の事業所を併用している方もいるため、どこで施設でコロナウイルスが発生した等の情報を帯広市から発信してもらえると、感染拡大防止の対応がとりやすいです。</p>	<p>感染者に関する情報は、北海道(保健所)が公衆衛生上の必要性と個人情報保護の観点から、公表の判断を行った上で、各市町村に情報が提供されます。</p> <p>そのため、道が市町村名などを公表しない場合は、濃厚接触者が特定できているなど、その時点で感染拡大の恐れがない場合だと理解しています。</p> <p>全国的に患者への差別や誹謗中傷が問題となっており、道から市に提供される情報自体に限られている上、個人情報保護の配慮から公表できる情報にも限りがあります。</p> <p>しかし、市として、市民の皆さんの安心につながるような情報はできる限り提供したいと考えており、道の公表に加え、濃厚接触者の特定状況や市施設の利用状況など、現在も市ホームページなどを通じて発信しているところです。</p> <p>現在、北海道に対して、市町村への情報伝達や公表の考え方の整理をお願いしているほか、感染拡大防止に必要な情報や不安の払拭につながる情報については、積極的な提供を求めているところです。</p>	
7	<p>事業所内で感染者が出た場合、濃厚接触者である職員は自宅へ帰ることができなくなってしまう。帯広市として、上記のような職員に対して、宿泊先の調整等、何かしらの支援を行ってくれるのか。</p>	<p>本日の研修会において説明をさせていただいたとおり、北海道における緊急対策として「帰宅困難となる介護職員等の宿泊支援」の事業化が今後予定されています。</p> <p>感染者が発生した事業所・施設における介護職員等の宿泊先について対象になると北海道より聞いており、どの程度の補助になるかは現時点で不明ですが、詳細が分かりましたら改めてお知らせいたします。</p> <p>また、そういった状況における宿泊先についても、現在協議を進めているところであります。</p>	
8	<p>今のところ利用者様で感染者はなく利用継続できていますが、最近の十勝管内での感染者報告を見ると利用者様の中で感染者が出るか不安です。感染者が出た場合に備えて準備を進めているところではありますが、いったん感染者が出た場合に、サービスの休止や他のサービスへの切り替えも検討しているところです。しかし、利用者の状況を考えて、一つのサービスだけでは対応しきれない方も想定しております。</p> <p>その中で、クラスター等により、事業所を休止の判断をせざるを得ない状況となった場合に、感染拡大のリスクを考えると別事業所等への移行(受け入れ)も難しいことが予想されます。そのような中で、今現在、帯広市でどのような対応策を考えているのかお聞きしたい。</p>	<p>今回の研修会の主旨になりますが、介護サービス事業所の利用者において新型コロナウイルスの感染者がいつ発生してもおかしくないという見地に立ち、サービス提供体制の確保を考えていかないとけない状況です。</p> <p>各事業所におかれましては、これまでに感染防止策の徹底に取り組んでいただいております。その成果として未だこの地域では事業所・施設での感染者が発生していないものと捉えております。ご尽力いただきありがとうございます。</p> <p>現時点で帯広市として検討を進めてきている内容としては、研修会での説明をさせていただいたところではありますが、同一事業所・法人では新型コロナウイルス感染症に係る課題への対応が困難であると考えており、どの程度の形が実現可能かはわかりませんが、事業所・法人間の枠を超えた連携体制を構築していくことが重要であることを認識しております。</p> <p>これからも各事業所と課題の共有を図り、「介護サービスの安定的な提供の確保」に向けた対応を進めていきたいと考えておりますのでご協力をお願いいたします。</p>	